



令和3年6月14日

報道関係各位

福生市と西多摩電設工業協同組合が災害時における 応急対策業務について協定を締結しました

福生市は、災害時における各公共施設の電気設備の応急点検や応急修理、特に避難所などに活用する施設の電気設備の速やかな復旧対応を受けることにより、災害活動拠点や避難所等における災害対策の強化を図るため、西多摩電設工業協同組合と、災害時における応急対策業務に関する協定を、令和3年6月1日付けで締結しました。

■電気設備の安全点検および応急修理等に関する協定を締結

福生市では、従前より災害活動拠点となる公共施設には非常用発電設備や発電機を配備していますが、各施設での災害対応に資するOA関連機器等の使用や、避難者が保有する情報通信端末の充電対策のほか、昨今では新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、空調機器や扇風機等の感染症対策備品など、今後より多くの電源確保が求められることが想定されます。

しかしながら、各公共施設の既設の電源設備については、災害に起因するトラブルが生じた際には、仮に市内の電力供給体制が復旧した場合においても、当該施設の安全点検や応急修理が必要となります。

そのため、西多摩電設工業協同組合と本協定を締結することにより、西多摩地区に所在する同組合会員の電設事業者の電気設備の安全点検や応急復旧対応を速やかに受けられるため、有事の際の災害活動拠点や避難所等の施設機能の迅速な確保を図ることができます。

■協定締結について

【締結日】6月1日付け ※締結式等は実施していません。

【締結先】西多摩電設工業協同組合（羽村市緑ヶ丘2-1-9）

【問合せ】防災危機管理課防災危機管理係 ☎042-551-1638